

## 新しい盛岡市総合計画の策定について

平成24年11月26日

市長公室

現在の盛岡市総合計画の計画期間が平成26年度までとなっていることから、平成27年度以降の新しい盛岡市総合計画の策定を進めることとし、策定に当たっての方針を定めようとするものである。

また、新しい盛岡市総合計画の策定に当たり、総合計画の策定等に関し必要な事項を定めるとともに、総合計画に即した総合的かつ計画的な市政の運営を図り、まちづくりを着実に推進することを目的として、（仮称）盛岡市総合計画条例を新たに制定しようとするものである。

### 1 新しい盛岡市総合計画の策定方針（案）

別紙1のとおり。

### 2 （仮称）盛岡市総合計画条例の制定について

別紙2のとおり。

### 3 今後の予定

平成24年11月30日 玉山区地域協議会

平成24年11月29日～12月28日 パブリックコメントの実施

平成25年1月 盛岡市総合計画審議会

平成25年3月 条例議案を議会に提出

## 新しい盛岡市総合計画の策定方針（案）

## 1 計画策定の趣旨

盛岡市は、平成17年度を初年度とし、平成27年を目標年次とする「盛岡市総合計画～共に創る元気なまち県都盛岡～」において「人々が集まり・人にやさしい・世界に通ずる元気なまち盛岡」を将来像に掲げ、その実現に向けてまちづくりを進めています。

現在、我が国の社会経済情勢は、少子高齢化や人口減少の急速な進行による人口構成の変化、自然災害をはじめとする様々なリスクに対する危機管理意識やエネルギー・環境に対する市民意識の高まりなどにより、大きく変化しています。また、地方分権の推進、参画と協働によるまちづくりへの期待など、市町村を取り巻く状況も大きく変化しています。

このような中、本市の地域特性や資源を最大限に生かすとともに、市民と行政が協働・連携し各種の政策課題を解決するための方策を探りながら、これからの時代にふさわしいまちづくりを進めていく必要があります。

そのため、市民参画をいただきながら、目指す将来像とその実現のための政策をまとめ、まちづくりの指針となる新しい総合計画を策定するものです。

## 2 計画の構成と期間

新しい総合計画は、現在の総合計画と同様に、基本構想及び実施計画で構成します。

## (1) 基本構想

長期的な観点からまちづくりの基本理念及び将来像を定めるとともに、将来像の実現に向けて展開する施策を体系的に示すものとし、目標年次については平成37年を想定します。

## (2) 実施計画

基本構想に定める将来像を実現するための計画であり、施策の取組を具体的に示すものとし、計画期間は3年間とします。計画の実効性と弾力性を確保するため、毎年度、ローリング方式による見直しを行います。併せて、自治体経営の取組についても定めます。

## 3 主要データの活用

## (1) 人口指標

基本構想の目標年次である平成37年における人口を推計し、各施策の基本とします。

## (2) 土地利用の方針

国土利用計画盛岡市計画や盛岡市都市計画マスタープランを基本とし、適正な土地利用を推進します。

## (3) 財政見通し

今後の社会経済情勢の予測、将来人口の推計等を踏まえた中長期的な財政見通しとの整合を図ります。

#### 4 計画策定の体制

総合計画はまちづくりの指針となる重要な計画であることから、より多くの市民の意見をいただきながら策定します。また、基本構想については、盛岡市総合計画審議会等での審議を行うこととし、市議会の議決を経て策定します。

##### (1) 参画と協働による計画づくり

参画と協働による総合計画づくりを進めるため、より多くの市民意見の把握に努め、計画策定の各段階における市民参画に取り組みます。

市民参画の手法は、5に定めるとおりとします。

##### (2) 盛岡市総合計画審議会での審議

基本構想については、盛岡市総合計画審議会において審議します。

##### (3) 玉山区地域協議会での審議

基本構想については、玉山区地域協議会において審議します。

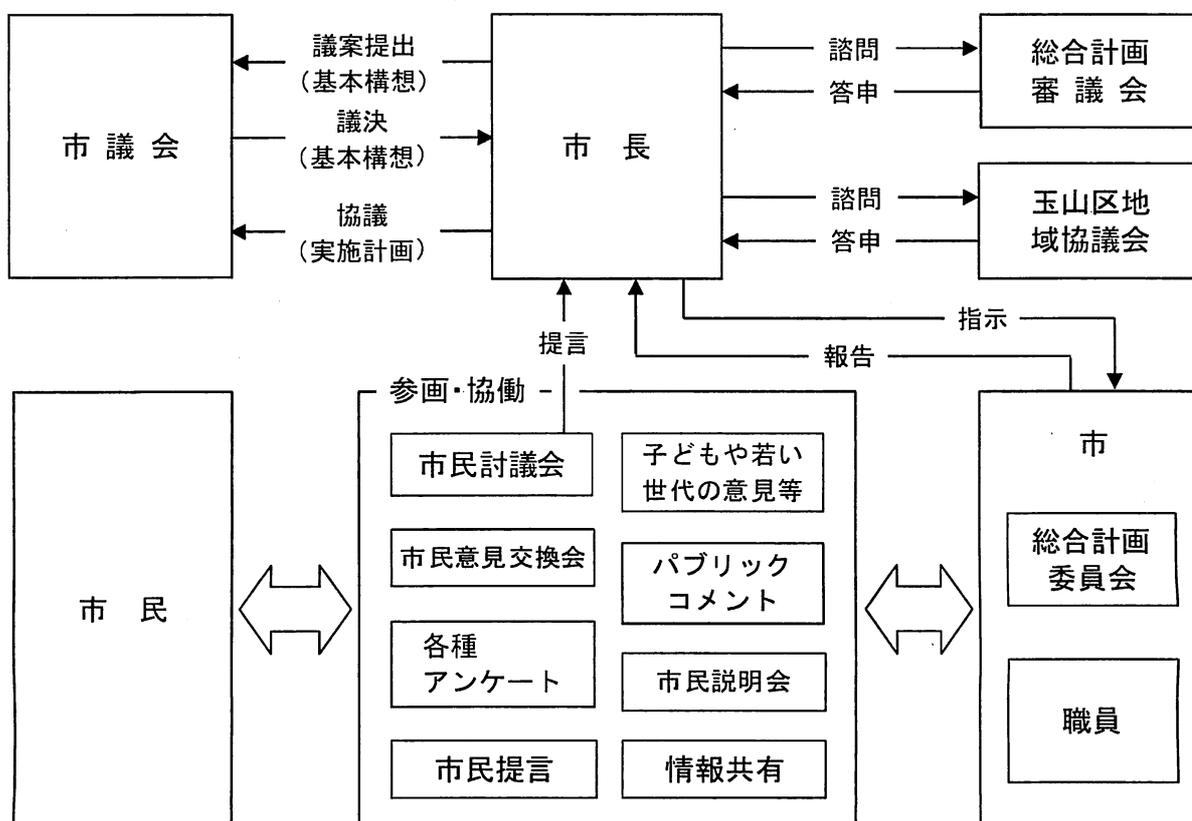
##### (4) 市議会の議決等

基本構想については、市議会の議決を経て策定します。実施計画については、全員協議会での協議を経て策定します。

##### (5) 盛岡市総合計画委員会を中心とする職員体制による検討

市長、副市長及び部長級の職員によって組織する盛岡市総合計画委員会を中心とし、職員の参加による内容の検討・調整を行います。

#### <策定体制のイメージ図>



## 5 市民参画の手法

総合計画の策定に当たっては、パブリックインボルブメント<sup>(注1)</sup>の考えに基づき計画案の作成段階から市民が参画できる機会を設けるとともに、素案に対する意見を募るなど、積極的な市民参画に努めます。

### (1) 計画案の作成段階における市民参画（平成25年度）

#### ア アンケート調査

市政の課題を踏まえたまちづくりの方向等について、市の考え方を示しながら、市民、各界の代表者、市外に在住する市に関係する者等に対するアンケート調査を実施します。

#### イ まちづくりへの提言

本市のまちづくりにおいて重要と考えられるテーマを設定し、そのテーマに関する提言を広く募ります。併せて、まちづくりに関するアイデアや提案を募ります。

#### ウ 市民意見交換会

市政の課題を踏まえたまちづくりの方向等について、市の考え方を示すとともに、市民からの意見をいただくこととし、意見交換会を開催します。

#### エ 子どもや若い世代からの意見

子ども達の目に映る「もりおか」の姿、将来への夢や希望、そして若い世代からのまちづくりに関する意見、これらを取り入れながら計画づくりを進めます。

#### オ まちづくり市民討議会

新たな市民参画手法として、無作為抽出により募った市民で構成する市民討議会を設置します。この市民討議会は、市政の課題を踏まえて、まちづくりの方向等に関する討議を行うとともに、討議会自身による意見の集約を行います。討議会で集約した意見は、市政に対する提言とします。

### (2) 計画のとりまとめ段階における市民参画（平成26年度）

#### ア パブリックコメント<sup>(注2)</sup>

総合計画の素案を市のホームページ等で公開し、市民の意見を募り、寄せられた意見に対する市の考え方を公表します。

#### イ 市民説明会

パブリックコメントの実施にあわせて、説明会を開催し、総合計画の素案の内容を説明し、意見交換を行います。

### (3) 市民への情報発信

計画策定の進捗状況を市のホームページに公開するなど、積極的な情報発信を行います。

#### (注1) パブリック・インボルブメント

市の計画及び事業の構想企画段階から市民等に参画していただく機会を設け、そこでの議論を通じて政策形成の過程を共有しながら、市民等の意見を踏まえて意思決定するとともに、その結果について公表する一連の手続をいいます。

(注2) パブリックコメント

市の基本的な計画の策定等に当たり、その案の内容その他必要な事項を広く公表し、これらについて提出された市民等の意見を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいいます。

6 策定スケジュール (予定)

総合計画の策定スケジュール (予定) は、次のとおりです。

	H25年度						H26年度								
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
市民参画			○ アンケート調査	○ 市民提言の募集	○ 市民意見交換会	○ 市民報告会(提言)	○ 市民報告会(提言)						○ パブリックコメント	○ 市民説明会	
市議会													○ 基本構想(案)報告	○ 基本構想議決	○ 実施計画審議(全協)
玉山区地域協議会													○ 基本構想 諮問・答申		
総合計画審議会							○ 諮問				○ 基本構想 中間報告	○ 基本構想 答申	○ 実施計画 審議		
内容検討															

## (仮称) 盛岡市総合計画条例の制定について

## 1 条例の制定について

地方への権限移譲を進めることなどを基本的な考え方とする「地方分権改革推進計画」に基づき、地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）が平成23年8月1日に施行され、市町村の基本構想の策定に係る規定が削除された。これに伴い、市町村の基本構想の策定は、各市町村の判断によるものとされた。

市は、これまで総合計画を策定し、総合的かつ計画的な市政運営を進めてきたところであり、今後においても、地方分権の趣旨を踏まえ、市民の参画を得ながら自主的に総合計画を策定し、地域事情や社会経済情勢の変化に的確に対応しながら、市政を運営していく必要がある。

これらのことから、総合計画の策定根拠を定めるとともに、総合計画に即し総合的かつ計画的に市政の運営を図ることを目的として、（仮称）盛岡市総合計画条例を制定しようとするものである。

（地方自治法の改正により削除された規定）

地方自治法第2条第4項

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

## 2 条例の骨子（案）

## (1) 目的

総合計画の策定に関し必要な事項を定め、もって総合的かつ計画的な市政の運営を図ることを目的とする。

## (2) 総合計画の構成・内容

## ア 総合計画

基本構想及び実施計画からなるまちづくりの指針をいう。

## イ 基本構想

長期的な観点から、まちづくりの基本理念及び将来像を定めるとともに、市政の各分野において将来像の実現に向けて展開する施策を体系的に示すものをいう。

## ウ 実施計画

基本構想に定める将来像を実現するための取組を具体的に示すものをいう。

## (3) 市民参画等

ア 基本構想の策定に当たっては、市民参画を図る。

イ 基本構想の策定に当たっては、盛岡市総合計画審議会に諮問し答申を受ける。

## (4) 議会の議決

基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経る。

(5) 各分野における計画との整合

総合計画に即してまちづくりを進めるものとし、各分野における計画は、総合計画との整合を図るものとする。